

【新型コロナ・ワクチン接種事業】
職域接種会場における一時帰国中海外在留邦人等への接種
-実施企業等による申請方法の御案内-

2021年6月25日
外務省

- 日本政府は、海外在留邦人等の皆様の中で、在留先での新型コロナウイルスのワクチン接種に懸念等を有し、日本に一時帰国してワクチン接種を行うことを希望する方々を対象としたワクチン接種事業を、8月1日から、成田空港及び羽田空港内に設置される特設会場で実施します。
- それに先だって、本件事業の対象者の方々のうち、住民票を持たず職域接種を含む国内向け接種を受けられない一時帰国中の海外駐在員の方等が、**本事業の開始より前に**、所属する企業等の職域接種会場でのワクチン接種を希望する場合、**7月2日以降**、当該職域接種会場において**本事業の一環としてワクチン接種を行うことを可能とします**。
- ついては、本事業対象者に対するワクチン接種を職域接種会場で実施することを希望する企業等は、[別添1](#)のフローに従って手続きしてください。
- なお、本事業は予防接種法に基づき国内で実施されるワクチン接種事業とは別の事業として実施されるものであり、同一会場で接種する場合であっても、対象者を明確に区別して実施していただく必要がある点にご注意ください（例えば、費用の請求先や副反応に対する健康被害救済の内容が異なります）。

■実施期間

7月2日から同31日（1回目接種日）まで。

※1回目接種が8月以降となる方は海外在留邦人向けワクチン接種事業をご利用ください（詳細は[こちら](#)）。

※7月31日までに1回目接種を受けた方全員が2回目接種を実施した時点で、職域接種会場を利用した海外在留邦人向けワクチン接種は終了いたします。

■対象者

以下の全てを満たす方。

- ・海外在留邦人等向けワクチン接種事業の対象者である方（詳細は[こちら](#)）。
- ・接種時点で18歳以上である方。
- ・7月2日から31日の間に1回目の接種を希望する方。
- ・所属先企業等の職域接種会場でワクチンを2回接種する予定を確実に確保できる方。

■使用ワクチン

モデルナ社のワクチンを使用します。

■職域接種事業との関係性

会場やワクチンの配送などの枠組みは職域接種と共通となりますが、接種記録書の形式や健康被害救済の内容などが異なります。なお、多くの企業に本事業を活用していただけるよう、原則、接種医療機関は1企業当たり1医療機関に限定してください。

■費用の支払い請求

委託を受けた医療機関等が所定のフォーマットに必要事項を記入した上で外務省に送付し（外務省から厚労省に共有されます）、厚労省から接種費用（2070円／回）（※）が委託先医療機関等に支払われます。

※接種の日時によっては時間外・休日加算の対象になり得ます。

■副反応に対する救済措置

海外在留邦人向け接種事業と同様（B類疾病の定期接種における健康被害救済と同水準。詳細は[こちら](#)。）。

職域接種会場における一時帰国中海外在留邦人等への接種 -実施企業等による申請及び接種の流れ-

2021年6月25日
外務省



職域接種会場における海外在留邦人等の一時帰国中ワクチン接種を希望する企業

※提出された個人情報はワクチン接種事業の円滑な実施や副反応に対する救済措置等に関する目的にのみ利用いたします。

①メール申込み

必要書類（[こちら](#)）をダウンロードし、シートの1枚目及び2枚目に記入の上、職域接種の申請に対する厚労省からの返信メールとともに外務省にメール送付。

送付先メールアドレス：ryouwa@mofa.go.jp

外務省

7/9をもって
受付終了

②医療機関と厚労省の委託契約を締結

- ・契約書フォーマット（[こちら](#)）に必要事項を記入し、押印の上、厚労省に郵送。
- ・厚労省にて必要事項を記入したものを返送。

送付先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚労省健康局健康課予防接種室

厚労省

7/16必着

情報共有

- ・申し込み内容を確認した後、必要書類等を外務省から送付します。
- ・並行して厚労省との委託契約を締結していただきます。

情報共有

③職域接種会場での2回接種

外務省

④記入済み接種記録管理簿の送付

⑤接種費用の請求

- ・所定のフォーマット（①でダウンロードした書類のシート3枚目）に記入した接種記録管理簿をメールで外務省に送付。
- ・請求書と接種者の予診票をまとめて外務省に送付。

送付先：〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1
外務省領事局 帰国邦人ワクチン接種支援室

外務省

情報共有

厚労省

内容を確認の上、厚労省から送金します。

【新型コロナ・ワクチン接種事業】
職域接種会場における海外在留邦人への接種
-対象者確認フローチャート-

2021年6月25日
外務省

Q1 以下の全てに該当する。

- 海外在留邦人向けワクチン接種事業の対象である。
(※詳細は[こちら](#))
- 接種日時時点で18歳以上である。

いいえ

通常の職域接種の制度の
利用を追求してください。
※ただし、18歳未満は対象外。

全て該当する

Q2 海外在留邦人向けのワクチン接種事業の開始（8月1日）前に所属先企業等の職域接種の会場を利用して接種したい。

いいえ

先に接種したい

Q3 以下の全てに該当する。

- 所属先企業等が実施する職域接種を通じてワクチンを2回接種する予定を確実に確保できる。
- 7月2日から31日の間に、1回目の接種を受けることができる。

いいえ

8月1日開始予定の海外在留邦人向け事業の利用をご検討ください。
事業詳細は[こちら](#)。

※本枠組みでの接種は契約締結日（7月2日以降）から可能となります。
※職域接種会場で2回接種を受ける方のみ対象としています（1回目の接種を職域接種会場で受けた後、2回目の接種を8月1日に開始される海外在留邦人向けワクチン接種事業で受けることはできません）。

全て該当する

対象者であり申請可能です